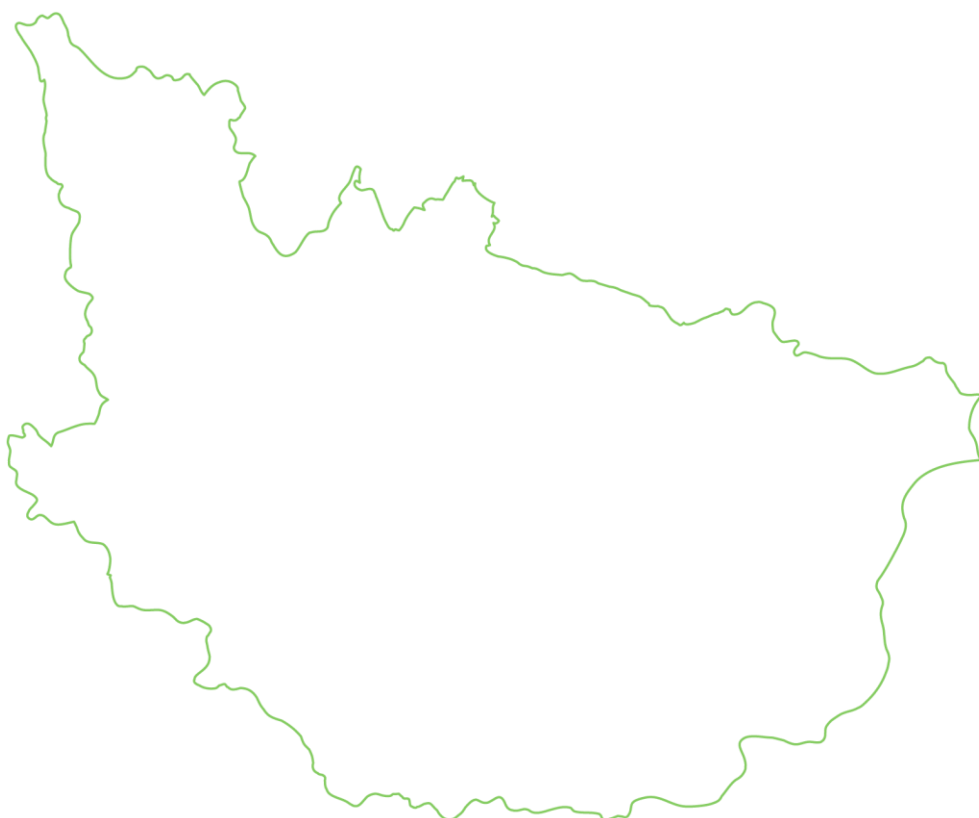


第6章 誘導施設の設定

6-1 誘導施設の基本的な考え方

6-2 誘導施設の設定の視点

6-3 誘導施設の設定



6-1 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設※のことです。居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、高齢化の中で必要性の高まる施設、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる子育て支援施設・教育施設、集客力がありまちの賑わいを生み出す文化施設・商業施設、行政サービスの窓口機能を有する行政施設などを定めることが考えられます。

都市機能誘導区域及び都市全体における現在・将来の人口や施設の充足状況・配置などを勘案して定めることが望ましいとされています。

※都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

【上山市において都市機能誘導区域へ誘導・集約を想定する機能】

都市計画運用指針での記載内容	必要な機能	本市で想定する機能
行政サービスの窓口機能を有する施設	行政機能	・ 中枢的な行政機能 ・ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能
高齢化の中で必要性の高まる施設	介護福祉機能	・ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りなどのサービスを受けることができる機能
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	子育て機能	・ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	商業機能	・ 様々なニーズに対応した買い物、食事などを提供する機能 ・ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品などの買い回りができる機能
	医療機能	・ 日常的な診療を受けることができる機能
	金融機能	・ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 ・ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能
	教育・文化機能	・ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 ・ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

6-2 誘導施設の設定の視点

本市のまちづくり方針や、本計画の基本方針などを踏まえ、以下の条件から誘導施設を設定します。

都市機能誘導区域に誘導したい、または都市機能誘導区域で維持したい施設【視点1～3に該当】を基本とし、必ずしも都市機能誘導区域に立地しなくても良い施設【視点4・5に該当】は対象外とします。なお、将来的に施設数・施設規模の余剰が想定される施設は、将来的な施設の利活用について考慮し、可能な範囲で今後の方向性を本計画に記載することとします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

各種都市機能を有する施設

誘導施設に設定

条件①

都市機能誘導区域に 誘導(維持)したい施設

- 視点1：市内で不足する都市機能を有する施設
- 視点2：将来都市像およびまちづくりの基本方針の実現のために必要な機能を有する施設
- 視点3：都市機能誘導区域のみに立地する既存施設

条件②

必ずしも都市機能誘導区域 に立地しなくても良い施設

- 視点4：広域連携で補完する施設
- 視点5：都市機能誘導区域に立地を特定しなくても良い施設

誘導施設から除外

▲ 誘導施設の設定イメージ

6-3 誘導施設の設定

設定の視点に基づき、以下の誘導施設を設定します。

また、3つの都市機能誘導区域ごとに、各地区の特性を踏まえて必要な施設の「維持」または「誘導」の方針を設定しています。

機能	誘導施設	建築物の位置付け (関係法令など)	駅西 地区	駅東 地区	仙石 地区
行政機能	市役所	上山市役所	○	—	—
介護福祉 機能	地域包括支援センター	上山市地域包括支援センター	○	—	—
	コミュニティサロン	常設高齢者サロンまじゃれ	○	—	—
子育て機能	子育て総合支援センター	上山市総合子どもセンターめんごりあ	○	—	—
	認可保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する 「保育所」	○●	●	—
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育な どの総合的な推進に関する法律第2条 第6項に規定する「認定こども園」	●	●	—
商業機能	小売店	日本標準産業分類の中分類「56 各種商 品小売業」～「60 その他の小売業」に 分類される事業所のうち、店舗面積 300 ㎡以上のもの ただし、コンビニエンスストア、ガソ リンスタンドを除く	○●	○●	○
	飲食店	日本標準産業分類の中分類「76 飲食 店」に分類される事業所のうち、延床 面積 300 ㎡以上のもの	○●	●	○●
医療機能	診療所（一般・歯科）	医療法第1条の5第2項に規定する 「診療所」	○	○	—
金融機能	銀行	銀行法第2条に規定する「銀行」	○	—	—
	信用金庫・労働金庫	信用金庫法、労働金庫法	○	—	—
教育・文化 機能	図書館	上山市立図書館	○	—	—

【凡例】

- ：維持
- ：誘導
- ：誘導しない

設定視点への該当状況

各誘導施設候補の設定視点（視点1～5）への該当状況は以下の通りです。

▼ 誘導施設候補の設定視点への該当状況（1/3）

機能	施設	都市機能誘導区域での 現立地状況	各視点への該当状況					誘導施設 への設定	設定の考え方
			視点 1	視点 2	視点 3	視点 4	視点 5		
行政 機能	市役所	●			●			●	市内で1カ所のみ。 市の中核的な行政機能を担っており、都市機能誘導区域での機能維持が必要。
	支所・出張所	×					●	×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
介護 福祉 機能	地域包括支援センター	●	●	●	●			●	市内で1カ所のみ。 包括的支援事業などを市内で一体的に実施する機関であり、都市機能誘導区域での機能維持が必要。
	各種介護サービス施設※	●	●	●			●	×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。 ※区域外に立地する各施設への交通サービスの維持・確保により既存施設の活用・維持を図る
	コミュニティサロン	●	●	●	●			●	市内で唯一の施設であり、都市機能誘導区域での機能維持を図る。
	老人ホーム	×	●	●			●	×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。 ※区域外に立地する各施設への交通サービスの維持・確保により既存施設の活用・維持を図る
	デイサービス	×	●	●			●	×	同上
子育て機 能	子育て総合支援センター	●		●	●			●	市内で1カ所のみ。 地域全体の子育て支援を実施する機関であり、都市機能誘導区域での機能維持が必要。
	認可保育園	●		●				●	子育て環境の維持・向上を図るため、都市機能誘導区域内への立地を維持・誘導する。 将来的な移転などを見据えて幅広く設定。
	認定こども園	×		●				●	同上
	幼稚園	×		●		●	●	×	認可保育所、認定こども園を第一に誘導するため、区域外施設などで補完する。
	届出保育施設など	×		●			●	×	同上
	児童センター	×		●			●	×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。 ※小学校配置とあわせて検討が必要
	放課後児童クラブ	●		●			●	×	同上

※各種介護サービス施設とは、訪問サービスを除く介護サービス（短期入所生活介護、通所リハビリテーション、老人福祉施設など）のうち、複数の介護サービスを提供している施設

▼ 誘導施設候補の設定視点への該当状況（2/3）

機能	施設	都市機能誘導区域での現立地状況	各視点への該当状況					誘導施設への設定	設定の考え方
			視点1	視点2	視点3	視点4	視点5		
商業機能	小売店 ※コンビニエンスストア、ガソリンスタンドを除く	●	●	●				●	市民が日常的に利用する重要な施設であるため、都市機能誘導区域での機能維持が必要。 小規模な店舗は全域に広く立地した方が良いため店舗面積の下限値を設定（本市で定める中規模小売店の下限面積 300 m ² を採用）。
	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド	●		●				×	施設特性などから都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
	飲食店	●	●	●				●	市内で不足する機能であり、将来像の実現などの視点から、都市機能誘導区域内への戦略的な立地・誘導を図る。 小規模な飲食店は全域に広く立地した方が良いため延床面積の下限値を設定（本市で定める中規模小売店の下限面積 300 m ² を採用）。
医療機能	病院	×		●		●	●	×	区域外に立地する病院への交通サービスの維持・確保などにより既存施設の活用・維持を図る。
	診療所（一般・歯科）	●	●	●				●	市内で不足する機能であり、市民の安心な生活を支える施設であるため、都市機能誘導区域への誘導・機能維持が必要。
金融機能	銀行	●		●	●			●	市民の日常生活の利便性の維持・向上のため、都市機能誘導区域での機能維持が必要。
	信用金庫・労働金庫	●		●	●			●	同上
	農協	×						×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
	郵便局	●						×	同上

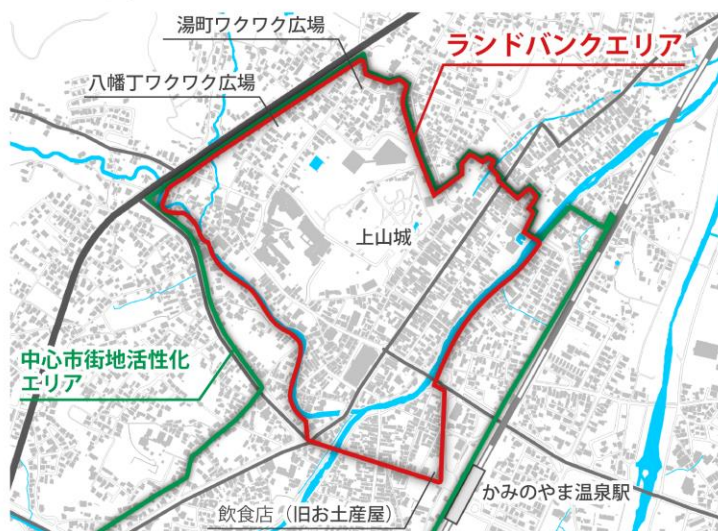
▼ 誘導施設候補の設定視点への該当状況（3/3）

機能	施設	都市機能誘導区域での 現立地状況	各視点への該当状況					誘導施設 への設定	設定の考え方
			視点 1	視点 2	視点 3	視点 4	視点 5		
教育・文化機能	文化ホール	×					●	×	区域外施設の利活用および近隣市との広域連携で補完する。
	図書館	●		●	●			●	市内で唯一の施設であり、引き続き都市機能誘導区域内での機能維持を図る。
	小学校・中学校	●		●			●	×	居住状況などに応じた配置が適当であり、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。 ※将来的な居住状況に応じ、施設の再編・利活用の検討が必要（小・中学校の統廃合など）
	高等学校	×					●	×	施設特性などから都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。

空き地・空き家の 取り組み

「NPO法人かみのやまランドバンク」の設立

令和元年6月18日に産学官金が連携しNPO法人かみのやまランドバンクが設立されました。主にランドバンクエリアにおいて、地域住民とのコミュニケーションの形成を図りながら、空き地・空き家の再生につなげるため、空き地を芝生広場として整備したほか、駅前の空き家再生などに取り組んでいます。



都市再生推進法人の指定

上山市は令和3年3月30日、官民協働による新たな魅力やにぎわい創出により、本市のまちづくりをより一層推進させるため、「NPO法人かみのやまランドバンク」を都市再生推進法人に指定しました。まちづくりの新たな担い手として公的な位置付けが与えられ、空き地・空き家の再生の取り組みが進められます。



市長から理事長への指定書授与



利活用の検討に取り組んでいる旧映画館跡地（左）と閉館となった共同浴場（右）

